

吹田市地域スポーツ促進事業実施要領

1 目的

地域スポーツ促進事業は、市民を対象とする各種スポーツ行事を開催することにより、市民の健康の増進を図るとともに、地域スポーツの促進と明るい市民社会の形成に資することを目的とする。

2 事業の実施

(1) 地域スポーツ促進事業として、全市行事及び地区行事を実施する。

ア 全市行事は、全市民を対象として実施する、地域スポーツの中でニーズの高いスポーツ種目、各地区で普及に取り組んでいるスポーツ種目等のうちから選定したスポーツ種目の交流会とする。選定の対象となるスポーツ種目の主なものは、ソフトバレーボール、グラウンドゴルフ、シャトルゴルフ及びスプラッシュボールとする。

イ 地区行事は、子ども、高齢者等の全ての年代の地域住民を対象として実施する、誰もが気軽に参加することのできるスポーツ種目の大会又は集いとする。地区行事の対象となるスポーツ種目の主なものは、ソフトバレーボール、グラウンドゴルフ、シャトルゴルフ、スプラッシュボール、スカイクロス、スリータッチビーチボール、ドッジボール、ハイキング、走ろう会及び歩こう会、ノルディックウォーキングとする。

(2) 地域スポーツ促進事業の実施期間は、毎年度4月1日から3月31日までとする。

(3) 全市行事は実施期間中に2回実施し、地区行事は実施期間中に各地区において7回以上実施する。

(4) 地域スポーツ促進事業に参加することのできる者は、原則として、市内に居住し、通勤し、又は通学する者とする。

(5) 地域スポーツ促進事業の実施会場は、小学校・中学校及び市民体育館等とする。

3 事業の委託

市長は、全市行事については吹田市スポーツ推進委員会に、地区行事については各地区体育振興会又は各地区体育振興協議会に委託して実施するものとする。

4 業務内容

吹田市スポーツ推進委員会又は各地区体育振興会若しくは各地区体育振興協議会は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 会場の確保

(2) スポーツ用具等の確保

- (3) ポスター及びちらしの作成、掲示等の広報活動
- (4) 行事参加者の申込みの受付
- (5) 会場の設営及び後片付け
- (6) 試合の組合せ、審判等の行事の運営
- (7) 負傷者等への対応
- (8) 委託事業に係る各種書類の作成及び提出

ア 契約時に、事業計画書、収支計画書及び役員名簿の作成及び提出
イ 事業終了後、事業報告書、収支報告書及び精算書の作成及び提出

5 書類等の様式

この要領に規定する書類等の様式は、文化スポーツ推進室長が定める。

6 附則

(施行期日)

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。